

都心まちづくり推進委員会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、「都心まちづくり推進委員会」(以下、「推進委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進委員会は、「第3次都心まちづくり計画」に掲げた取組の進捗管理や課題の共有を図るとともに、公民連携による具体的な取組について意見交換を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 推進委員会の委員は、専門知識を有する者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 推進委員会にオブザーバーを置くことができる。

3 委員は、やむを得ない事情により推進委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から令和10年3月31日までとする。

(座長)

第5条 推進委員会に座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、推進委員会の議長となり、会務を総括する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長の指名する委員がその職務を代理する。

(推進委員会)

第6条 推進委員会は、必要の都度市長が招集する。

(部会)

第7条 推進委員会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、市長が指名する。また、部会の委員は、必要に応じてその他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱することができる。

(謝礼)

第7条 推進委員会及び部会に出席した委員に対し、札幌市特別職の職員の給与に関する条例別表に規定する附属機関の委員の報酬日額を支給する。

2 代理出席者に対しても委員同様の取扱いとする。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、まちづくり政策局都心まちづくり推進室において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、推進委員会の運営に関し必要な事項は、政策推進担当局長が定める。

附則

この要綱は令和8年5月27日から施行する。